

シルクロード花紀行

新疆はじめての世界遺産へ
クロトニン、カラジュン草原、
コクス大峡谷、シャーテ古道
～高山植物・花・雪峰観賞の旅～10日間

出発日

2020年 6月10日

338,000円

上記料金は大人お1人様2名1室ご利用の場合の旅行代金

羽田空港発着

● 旅行企画・実施



観光庁長官登録旅行業第1546号
国際航空運送協会(IATA)公認代理店 日本旅行業協会(JATA)正会員

株式会社ワールドトラベル

〒984-0015 仙台市若林区卸町4-3-1

総合旅行業務取扱管理者: 加藤 重雄

TEL: 022-232-8051 FAX: 022-232-8085

www.world-travel.co.jp

旅行条件

最少催行人数	10名様
食 事	朝9回・昼8回・夕8回 (機内食を除く)
利用航空会社	中国国際航空(エコノミークラス)
利用予定ホテル	【ウルムチ】 信達海徳酒店、【テクス】 万邦国際酒店 【ショウン】 江蘇国際酒店 【ゴンリュウ】 庫尔德寧大酒店 【セリム湖】 森林公園 また同等クラスホテル
添 乗 員	全行程同行いたします。
1人部屋追加代金: 48,000円 (9泊)	
※上記代金に加え、燃油サーチャージ等空港諸税を別途請求させていただきます。	

新疆はじめての世界遺産へ クロトニン、カラジュン草原、コクス大峽谷、シャーテ古道 高山植物・花・雪峰鑑賞の旅10日間

日程	地名	交通機関	スケジュール	食事		
				朝	昼	夕
1	羽田 北京 北京 ウルムチ	08:30 国際線 11:20 15:50 国内線 20:00	羽田空港から出国手続きを経て、国際線で北京へ 乗り換えてウルムチへ 着後、ホテルへ ご案内します。 【ウルムチ泊】	-	機内	機内
2	ウルムチ イーニン 庫尔德寧 ゴンリュウ	国内線 専用車 約200km	朝食後、空路にて伊犁カザフ自治州のイーニン市へ 着後、専用車にて「森の都」ゴンリュウを経由で世界自然遺産 庫尔德寧(クロトニン)へ 到着後、草原の風光、満開の花、5000m近くの万年雪、滝と森の風景をお楽しみ下さい 【ゴンリュウ泊】	○	○	○
3	ゴンリュウ コクス大峽谷 特克斯	専用車 約90km 遊覧船 電動カート	朝食後、専用車にて世界自然遺産 カラジュン大草原、コクス大峽谷へ向かいます。 着後、遊覧船をご利用、高山湖・カラジュン湖の景色を觀賞 その後、電動カートに乗り換えて、鱈魚湾・九曲十八湾・中部天山山脈の万年雪の絶景をお楽しみください。 【テクス泊】	○	○	○
4	特克斯 カラジュン 特克斯	専用車 約45km シャトルカー	朝食後、専用車にて世界自然遺産 ・カラジュン大草原へ 着後、シャトルカーに乗り換えて東西カラジュン大草原へそれぞれご案内します。 5月中旬から7月上旬まで満開の花の大草原の風景、遊牧民族・カザフ人の遊牧生活をお楽しみください。 【テクス泊】	○	○	○
5	特克斯 昭蘇	専用車 約60km	朝食後、専用車にて「天馬の故郷」昭蘇へ途中、2000年前烏孫人の草原石人を觀賞 昭蘇に到着後、明清時代チベット仏教のお寺・聖佑廟の見学へ。 昼食後、世界各国からの名馬を集まっている天馬文化園を特別見学へ。 【ショウソ泊】	○	○	○
6	昭蘇 シャーテ 昭蘇	専用車 方道約80km	朝食後、専用車にて北路を結ぶシルクロード上の最険道とされた古代シャーテ古道の入口 シャーテ温泉に向かいます。 午後、シャトルカーに乗ってシャーテの谷に沿って古道へ行きます。南には聳える雪嶺が眺められ、「新疆の宝石」と呼ばれる谷は緑に溢れ人知れず花々の咲く樂園です。 【ショウソ泊】	○	○	○
7	昭蘇 イーニン	専用車 約200km	朝食後、専用車にて古代よりシルクロード天山北路のオアシスとして栄えたイーニンへ。 着後、自治州博物館・惠遠古城・伊犁將軍府の見学へ 【セリム湖泊】	○	○	○
8	イーニン 滞在	専用車 約320km	朝食後、「西方淨海」と呼ばれ、海拔2073メートルの高山湖・セリム湖の見学へ。 昼食後、中国とカザフスタンの国境に接しているコルガス峠へ特別に案内します。 途中満開のラベンダーの花をお楽しみください。 【イーニン泊】	○	○	○
9	イーニン ウルムチ	国内線 専用車	午前、国内線にてウルムチへ。着後、市内へ 午後、ウルムチ市内観光：新疆自治区博物館・紅山公園・バザールへ案内します。 【ウルムチ泊】	○	○	○
10	ウルムチ 北京 北京 羽田	08:30 国内線 11:20 15:50 国際線 20:00	空路帰国の途へ 乗り換えて羽田空港へ 着後、めでたく解散	○	機内	-

※上記スケジュールは現地交通事情などにより一部変更が生じる場合がございます
ご旅行条件(抜粋) 詳しい旅行条件を説明した書類をお渡しいたしますので事前にご確認の上お申し込み下さい。

●この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面です。
旅行契約が成立したときは、同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

■募集型企画旅行契約
この旅行は、株式会社ワールドトラベル(観光庁長官登録旅行業第1546号 以下「当社」といいます。)が企画し、実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)と締結することになります。

■旅行の申し込みと旅行契約の成立
所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お1人様につき下記の申込金を添えてお申し込みください。旅行契約は、当社が契約を承諾し、申込金を受領した時に成立します。申込金は旅行代金、取消金または違約金のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

区分	申込金(お1人様)
旅行代金が30万円以上	50,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	旅行代金まで

■旅行代金のお支払い方法
この旅行は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前にお支払いいただきます。以降のお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定して表示した金額を言います。ただし各種追加・割引代金がある場合には、これらを加減した額をいいます。この額は申込金、取消料および変更補償金を算出する際の基準となります。

■旅行代金に含まれるもの
(1) 旅行日程に記載した航空機、船舶、鉄道、バス等利用運送機関の運賃・料金(記載のない限り、エコノミークラス利用)
(2) 旅行日程に記載した宿泊料・食料金・観光料金(ガイド料・入場料)およびこれらに付随する税・サービス料金(リフト料等)等特に記載がない限り、2人部屋に2人ずつの宿泊(基準となります)
(3) お1人様ずつ1個の手荷物運賃料(原則としてお1人様20kg以内) また一部空港、駅、港、ホテルなどでポーターの人数が少ない場合や、いない等の理由によりお客様自身で運搬していただくことがあります。

■旅行代金に含まれないもの
前項に記載したもの以外は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
(1) 超過手荷物料金
(2) クリーニング代、電報・電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用、各国航空税等
(3) 渡航手続関係費用
(4) 希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)代金
(5) 日本国内の空港施設使用料
(6) 日本国内におけるご自宅から発着空港までの交通費、宿泊費
(7) 傷害・疾病に関する医療費等
(8) 海外旅行保険料(任意保険)

渡航手続料金	
① 出入国記録書類を当社で作成するとき 1人につき4,000円
② 渡航申請書類の作成代行をするとき 1人につき4,000円
イ. 各当該料金に合算して申し受けます。	
ロ. お客様自身が各手続きを行われる時は、料金をいたしません。	
各図書証代および予防接種料金 実費

■旅行契約の解除
お客様は旅行開始日のお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、解除期日は、お客様がお申し込み箇所の営業日・営業時間内に解除する旨を出していただいた日とします。

旅行契約の解除期日	取消料(お1人様)
① 旅行開始日がピーク時のとき、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日から31日目に当たる日まで [(2)-(4)に拠る場合を除く]	旅行代金の10%
② 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日から3日目に当たる日まで [(3)-(4)に拠る場合を除く]	旅行代金の20%



■旅行保証
(1) 当社は、パンフレットに記載した契約内容のうち、重要な変更が生じた場合、旅行代金の1%~5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、募集型企画旅行契約につき15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のとき、および免責項目にあたる場合は支払いません。詳しくはお問い合わせください。
(2) 当社は特別補償規定に定めるところにより、一定の補償金・見舞金を支払います。詳しくはお問い合わせください。

■当社の責任および免責事項
当社は当社または手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して二年以内に当社に対して通知があったときに限り、文、当社は手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して二十日以内に当社に対して通知があったときに限りお客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償します。但し、次のような場合は原則として責任を負いません。天災、地震、戦乱、暴動、運送泊期間の事故の変更もしくは中止、官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

■お客様の交待
お客様の交待に關してはこれに要する手数料として10,000円を頂きます。但し、当社にてお名前の変更が受けられる場合に限りならず。なお、ご出発日、コースの変更につきましては取消料と同額になります。

■基準日
この旅行条件は2017年1月10日現在の運賃・料金を基準としております。なお、旅行代金の変更については定める当約款第13条の規定の適用に關しては、編譯費制である「(包括旅行) 運賃の適用を受ける旅行代金は、認められた幅の範囲内で航空運賃の増減または減額による旅行代金の変更はありません。

■その他
当社は、いかなる場合も旅行の再募集はいたしません。お申し込みの際とバス・船・記帳の名前が違ふ場合は、ご旅行に参加いただけないことがあります。正確なお名前でご契約をしていただきます。出発前に名称の訂正等のお申し出があった場合は、手配内容の変更に係る諸費用を申し受けます。

■病氣、けがをした場合には多額の治療費、移送費などがかることがあります。また、事故の場合は、加害者への賠償金請求や賠償金回収が困難な場合があります。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で十分な額の海外旅行傷害保険に加入されることをお勧めします。海外旅行傷害保険については、当社或いは取店店の係員にお問い合わせください。